

Fintech と財の法：仮想通貨を契機とした無体財の法的位置づけに関する統合的研究

研究代表者 鈴木 尊 明 同志社女子大学 現代社会学部 助教

目次

- 1 問題状況—想定と異なる事態
- 2 「財の法」の構想
- 3 Fintech と財の法
- 4 まとめ

1 問題状況—想定と異なる事態

本研究は、近時急速に発展を遂げている Fintech から生まれた仮想通貨の法的位置づけを契機として、我が国の伝統的な民法物権法の枠組を再検討するものである。

本研究は、仮想通貨の中でもとりわけ象徴的な動きを見せたビットコインについて、それを扱う取引所大手の Mt.Gox 社から顧客のビットコインが流出した事件をその端緒とするものである。研究代表者は、その事件を受けて Mt.Gox 社を相手取って提起された、自身のビットコインそれ自体の返還請求訴訟についての判決の評釈を公表した¹。争点は、ビットコインが民法上の「物」に該当するかであったが、判決においては否定され、返還請求は認められなかった。この事件を契機として、仮想通貨のような「無体財」を法的にどのように位置づけるかを検討するものとして研究計画を立てた。

しかしながら、まさに研究実施年度であった 2017 年度においては、研究代表者が予期した通りの推移を見せた議論もあったが、異なる方向へと進展した議論も少なくなかった。すなわち、①仮想通貨に関する法制度の整備と、②仮想通貨を支える Fintech 技術の中でもブロックチェーンに関する議論の進展である。①については、仮想通貨が流出したことや仮想通貨が投機の対象となって価値が乱高下していたところであり、行政が何らかの措置をとることは当然の動きであった。その上で、仮想通貨が送金において手数料を要しない（あるいは手数料が必要としても極めて廉価である）ことを受けて、金融機関がどのような対応をするのかが明らかになってくることも予想できた。それを踏まえつつ、我が国の民法物権法の枠組を再検討することを想定していた。それに対して②については、今後の将来的な展望としてあり得ると思いつつも、研究実施年度中にここまで盛んに議論されるとは考えていなかったのが正直なところである。2017 年時点ではもっぱら仮想通貨を中心に議論がなされるものと思っていたが、従来の中央管理型とは異なる分散型の取引記録管理技術、すなわちブロックチェーンの有用性への注目は研究代表者の想像を上回っていた。

ただ、冒頭でも述べた通り、本研究の目的は、Fintech それ自体や技術的な面を紹介するのではなく、あくまでも、我が国の伝統的な民法物権法の枠組を再検討するものであった。①については当然に民法物権法との接合を意識しなければならないが、②についても同様であると考えている。ブロックチェーンは、送金の場面だけでなく、不動産・動産・債権などの権利の証明として登記に代替し得る可能性を秘めている。さらに、分散型の管理技術によって価値・利益の帰属が定まるならば、あえて有体物に限定した従来の民法物権法の枠組から、無体財や集合的利益（環境利益など）をも射程に入れた枠組へ変容させる手がかりともなり得る。そのような視点から見れば、Fintech や仮想通貨は支払・決済の場面に限られたものではなく、よ

¹ 鈴木尊明「判批（東京地判平成 27 年 8 月 5 日）」新・判例解説 Watch（速報判例解説 19 号）59 頁。ビットコインそれ自体の返還請求を認めなかった結論を肯定しつつ、従来の所有権概念や物概念との接合を図った。

り大きな民法物権法に接合した問題であると理解できよう。

本研究においては、そのような問題状況に鑑み、民法物権法、むしろ無体財を念頭におくならば、「財の法」が今後どのように発展していくのかを展望し、伝統的枠組とどのように接合させるべきなのか、包括的な考察を試みた。

2 「財の法」の構想

研究代表者の問題意識は、吉田克己を中心としたグループによる一連の研究²に触発されたものである。とりわけ、「民法」・「物権法」から、財に関する法の規律、すなわち「財の法」へと再構築する構想はまさに吉田克己の問題意識を受けたものである。

本研究においては、まず、伝統的な民法物権法の枠組が現代社会においてどのような問題を抱えているのかを改めて整理した。

「財の法」は、伝統的には民法物権法によって代表されてきた分野であるが、そもそも古典的物権法体系は、2つの意味で硬直的なものとなっている。すなわち、第一に、その客体は有体物に限定され、現代社会における「財の多様化」を表現する無体財や集合的利益を射程に捉えることができていない。第二に、主体と客体を結ぶ帰属関係については、所有権という絶対権が典型として想定されており、多様な帰属関係に即した多様かつ柔軟な制度設計は認められていない。このような硬直性は、歴史的に見れば致し方ないものであった。近代市民革命の産物である民法物権法は、それ以前の封建的な権利システム（上土権・下土権に代表される）を破壊し、市民社会を成立させることを目的としていた。そのような背景の下で物権法定主義・一物一権主義といった基本原理が制定されたわけであるから、市民に保障される権利の範囲が明確であることが要請された。それが時代を経て、多様化する財を把握し得るものではなくなってしまったのは必然でもある。科学技術の発達によって人体の取引可能性が現実のものとなったり、環境のような集合的な利益が問題となる局面が増加したりしたことに加え、不動産や債権等の伝統的財についても不動産証券化や債権流動化といった財の属性変化に対応することが求められる場面が飛躍的に増加している。伝統的な民法物権法がそれらに対応し得ないのは致し方ない。

そこで、理論的には次のような課題に取り組むことが、この領域における喫緊の課題となっていると整理できよう。すなわち、i) 現代における財の多様化に対応するために、狭隘な物権法体系から視野を拡大する。ii) 多様な財と多様な帰属関係に対応する適切な法規制を確保するために、「財の法の柔軟化」を志向する。既に、古典的物権法体系の限界を克服するために、立法的・理論的な動きが実際に始まっている。例えば、無体財の中心である知的財産については、立法による対応が古くからなされ、それに応じて知的財産法学という固有の法学領域が発展している。集合的利益についても、消費者法領域では立法への動きが始まっており（いわゆる消費者団体訴訟に関するもの）、それを踏まえた理論的検討も見られるようになっている。また、既存の財の属性変化という問題領域においても、不動産証券化・債権流動化については個別的な立法が進んでいる。さらに、単に「物」としか扱われなかった動物についても、人に近い動物、すなわち人格的利益を持つようになったペット（「愛着財」という表現もあり得る）を特別の扱いするような立法動向や理論的検討もなされている。

これらの領域で見られる理論的検討は、なお個別的なものに留まり、財の法全体の基礎理論を確立するまでは至っていない。また、これらの新たな動向が、所有権論を典型とする民法物権法の古典的体系にどのような影響を及ぼすかの検討も未開拓である。本研究においては、財の法全体の基礎理論確立までは見通せないが、さしあたり、仮想通貨という無体財の法的位置づけを契機として、財の法への示唆を得ることが目標となる。

² 吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学』（商事法務・2014年）所収の諸論稿が全体として「財の法」構想の問題意識を共有したのものとして重要である。

3 Fintech と財の法

3-1 財の法との接合

では、「財の法」の構想を踏まえて、Fintech とはどのように関係するだろうか。

「はじめに」でも述べたように、本研究に関連する議論は、①仮想通貨に関する法制度の整備と、②仮想通貨を支える Fintech 技術の中でもブロックチェーンに関する議論の二方向へ進展している。

それぞれの内容を概観しよう。

①仮想通貨に関する法制度の整備については、まずそもそも、ビットコイン流出事件とその後の Mt.Gox 社の破綻を機にその投機性に注目が集まり、ハイリスク・ハイリターンを承知で、現在でもなお活発な取引が行われている。そして、ビットコインが基礎とする Fintech 技術を用いて、多種多様な仮想通貨が創造されるに至り、それらにおいてもやはり流出が問題となっている³。ここで当然、管轄する行政としては、仮想通貨の取引所（仮想通貨交換業者）に登録制を敷きセキュリティ管理を徹底させるようになっている。また、新たな送金手段に対する金融機関の反応も活発で、金融機関自身が仮想通貨を創造する動きを見せている⁴。ただどちらかという、仮想通貨の投機性が“いかがわしさ”につながり、既存の枠組がこれを規制する方向へ動いているように思われる。改正資金決済法の規定ぶりの他、顧客を奪われる可能性のある金融機関の反応は、分散型の仮想通貨に消極的な評価を下していると思われる。

それに対して②仮想通貨を支える Fintech 技術の中でもブロックチェーンに関する議論については、既存の枠組に積極的に取り入れることを模索する検討が多い⁵。具体的には、不動産・動産・債権の権利の証明として登記に代替して用いる可能性を検討する取り組みである。これらの権利は、誰に帰属するのかを決定しそれを公示する要請のあるものである。最終的に公示することを目的とするならば、公示の名宛人たる不特定多数の者による分散型の管理がなじむという発想なのと思われる。

3-2 考察

- (1) そもそも、現代社会において財が多様化しているという指摘自体は、目新しいものではない。当初は、問題となる財ごとに分析的な検討がなされていた。それら財ごとの検討を総体的に捉えて解明しようという動きが近時の研究動向であるといえる。その整理に従うならば、財の実体をなす価値・利益レベルで新たに法的保護を与えるかが問題となっているもの（環境利益など）と、有体物ではあるものの従来の権利内容の変更が問題となっているもの（「人体」や物が人格的性格を帯びるペットなど）に関する検討が盛んである。これはさらに財の価値・利益がどこに帰属するのかという問題へとつながる。

しかし、仮想通貨は、これに価値・利益レベルで新たにどのような法的保護を与えるのかと、無体物であるという特殊性のために有体物概念との関係の再検討を迫る「財」である。そして、仮想通貨を支える Fintech 技術の核心たるブロックチェーンは、それが公示方法へと応用されることを見越すと、財の価値・利益の帰属主体の決定にやはり再検討を迫ることとなる。基本的には Fintech の発展に対して今後どのような法整備が必要か議論されているところ、むしろ従来の法制度とどのように整合させるかも同時に問題となる。

- (2) では、①②の 2 つの議論に対してはどのように応接すべきであろうか。

まず、①仮想通貨に関する法制度の整備においては、仮想通貨を支払・決済の手段としてどのように正当化するのかという視点に前置して、仮想通貨がどのような目的を志向して現れたものなのかを考察する必要があるように思う。

そもそもそれ自体は紙や金属でしかない現金(仮想通貨との対比でリアルマネーとも呼称される)

³ 2018 年 1 月、仮想通貨の大手取引所であったコインチェックで、外部からの不正アクセスにより顧客から預かった仮想通貨 NEM が流出した。コインチェックのセキュリティ管理に大いに問題があると指摘されており、その後、金融庁が仮想通貨交換業者として登録審査する際の手続が厳格になされるようになった。

⁴ 朝日新聞デジタル 2017 年 10 月 2 日記事「仮想通貨で決済を 三菱 UFJ が「MUFG コイン」発表」<<https://www.asahi.com/articles/ASKB24CX0KB2UTFK009.html>> [2018 年 6 月 1 日最終閲覧]。

⁵ 久保田隆「【コラム 3】仮想通貨ビットコインの過大評価は禁物」同（編）『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』（中央経済社・2018 年）12 頁は、「仮想通貨ビットコインではなく、これを支えるブロックチェーン技術が金融決済だけでなく多方面に利用される可能性とそれへの実務的・法的対応を考えることこそ、重要である」と指摘する。

が価値を持つのは、その発行主体が信用を付与しているからにはほかならない。その中央管理型の通貨発行から離れて、技術者達の暗号遊びからスタートしたのが仮想通貨である。当初から中央管理型ではなく分散型が志向されたのは、技術の発展というよりもそれに裏打ちされた“Wiki”（Wikipediaの基本概念）や“クラウド”の思想である。強力な1人による管理より、素人も含めた多数による集団管理の方が、高速で取引が行われる現代社会に即応できるという発想が、仮想通貨を生み出したといつてよい。

もちろん、あらゆる情報を分散型によって集団管理する発想は、それを支える技術の発展があったればこそである。しかし、個人ではなく集団で管理する発想の部分のみを捉えれば、「コモンズ」に関する研究の蓄積を参照しうるのはないだろうか。我が国においてはいわゆる「入会（いりあい）」に関する研究の蓄積が豊富であるが、このような視点での研究はいまだなされていないように思われる。コモンズ自体が牧歌的・発展途上の局面で活用されることが多いことを考えると、最先端の技術を用いて集団で管理する発想がそこに立ち返るのは逆説的で興味深い。

- (3) ②仮想通貨を支える Fintech 技術の中でもブロックチェーンに関する議論については、基本的にそのまま進展させていくべきと思われる。

現状においては、権利の証明の手段として、登記に代替して用いる可能性が検討されている。ここでは、不動産・動産・債権などといった伝統的財が想定され、その物権変動における対抗要件としてブロックチェーンを活用しようとしているようである。

ただ、このような発想には他の方向への発展可能性が含まれていると考える。まず、対抗要件としてではなく、より積極的にその財が示す価値・利益といった権利内容を確定させる方向への活用である。すなわち、発生要件・成立要件にブロックチェーンを活用する可能性である。そもそも仮想通貨自体が、複雑な計算式を解くのにどの程度貢献したかを割り出してその報酬として仮想通貨を配分することで発生・成立することを基礎としている。そのため、同技術を用いるならば、もはや対抗要件ではなく、発生要件・成立要件となり得る可能性を持つのではないだろうか。もう1つ指摘したいのは、著作権・商標権・意匠権といった知的財産権についてもブロックチェーンを活用する可能性である。これについては指摘する論者とそうでない者との見解が分かれるようだが、個々の知的財産から生じる利益が誰に帰属するのかを決定しそれを公示する必要があることからすれば、不動産・動産・債権といった伝統的財と何ら異なるものではない。最終的に公示することを目的とするならば、公示の名宛人たる不特定多数の者による分散型の管理がなじむと考えるとよいのではないだろうか。

しかし、知的財産権をめぐる権利の帰属主体は極めて複雑なものとなることも多く、活用し得ることと実際に運用に耐えることは別問題であろう。ここで重要なのは、伝統的財も知的財産も、周囲からの評価（ブロックチェーンとそのチェーンを形作る Proof of Work）によって内容を確定され得る可能性への意識だと考える。

3-3 展望

ここで、研究代表者は、今後分散型の管理技術が各所で導入されることは避けられないことを前提に、その場合には物概念や権利概念の外縁が極めて曖昧になるのではないかという問題意識を持つに至ったことを付言したい。そもそも外縁を捉える媒体のない無体財ならまだしも、不動産・動産・債権といった伝統的財の帰属ですら、分散型の管理によって決せられるのだとすると、果たして物や権利といった概念はどの程度の意味を持ち得るのだろうか。

この点、無体財や集合的利益といった外縁を把握しにくいモノについては、ブロックチェーンの発想＝分散型の集団管理は有用であろう。それに対して、従来からの物概念（有体物）・債権債務パラダイムを維持し得る場面では、そのまま伝統的な枠組を残して良いのではないだろうか。その財が示す価値・利益といった権利内容を確定させる方向へ進むならば、財の発生要件・成立要件としてブロックチェーンが用いられることになり、伝統的な民法物権法体系とは異なる「財の法」の構築へ有益な示唆を得られるであろう。しかし、実体を有するまさに「有体物」（不動産・動産）や、発生原因を証憑によって示し得る債権についてまで、統合的に把握することが適切なのかについては、慎重な議論が必要なように思われる。

4 まとめ

本研究は、ある意味において無責任な結論に辿り着いたと考えている。すなわち、無体財の法的位置づけについての考察を契機に、伝統的な民法物権法体系から、より柔軟な「財の法」体系への示唆を得られるものとして研究をスタートさせた。けれども、媒体の有無によって扱いを変えるべきではないかという結論は、自らの問題設定に自ら反するものと評価されても致し方ない。ただ、やはりこれこそが克服されるべき発想なのかもしれない。

改めて、本研究を通じて得た結論について整理する。

- a) かなり早い段階で、①仮想通貨に関する法制度の整備だけでなく、②仮想通貨を支える Fintech 技術の中でもブロックチェーンに関する議論が進展したこと。
- b) Fintech や仮想通貨は支払・決済の場面に限られたものではなく、より大きな民法物権法に接合した問題であること。
- c) 「財の法」構想は、現代における財の多様化に対応するために狭隘な物権法体系から視野を拡大することと、多様な財と多様な帰属関係に対応する適切な法規制を確保するために「財の法の柔軟化」を志向するものであること。
- d) 個人ではなく集団で管理する発想の部分のみを捉えれば、「コモンズ」に関する研究の蓄積を参照するのはではないか。
- e) ブロックチェーンは対抗要件として以上に発生要件・成立要件として用いることができるのではないか。
- f) 著作権・商標権・意匠権といった知的財産権についてもブロックチェーンを活用することができるのではないか。

これらについて、今後の動向を追いつつ、成果を論文の形でまとめることとしたい。

【参考文献】

(脚注で触れたものの他、特に参考としたものを内容ごとに大まかに整序して列記する。)

- 鈴木尊明「判批(東京地判平成 27 年 8 月 5 日)」新・判例解説 Watch(速報判例解説 19 号)59 頁
吉田克己＝片山直也(編)『財の多様化と民法学』(商事法務・2014 年)
我妻栄『新訂 物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店・1983 年)
中田裕康＝道垣内弘人(編)『金融取引と民法法理』(有斐閣・2000 年)
能見善久「金銭の法律上の地位」星野英一(編代)『民法講座 別巻 1』(有斐閣・1990 年)101 頁
吉岡幹夫『金銭債権の基本構造』(法律文化社・1997 年)
大場浩之『不動産公示制度論』(成文堂・2010 年)
キャス・R・サンスティン＝マーサ・C・ヌスパウム(編)(安部圭介ほか監訳)『動物の権利』(尚学社・2013 年)
浅野明子『ペット判例集 ペットをめぐる判例から学ぶ』(大成出版社・2016 年)
福岡今日一『知っておきたい ペットビジネスの法と政策』(緑書房・2007 年)
青木人志『日本の動物法[第 2 版]』(東京大学出版会・2016 年)
アンドレアス・M・アントノプロス(今井崇也＝鳩貝淳一郎訳)『ビットコインとブロックチェーン 暗号通貨を支える技術』(NTT 出版・2016 年)
ドン・タプスコット＝アレックス・タプスコット(高橋璃子訳)『ブロックチェーン・レボリューション-ビットコインを支える技術はどのようにビジネスと経済、そして世界を変えるのか』(ダイヤモンド社・2016 年)
赤羽喜治＝愛敬真生(編著)『ブロックチェーン仕組みと理論 サンプルで学ぶ FinTech のコア技術』(リックテレコム・2016 年)
ニュー・サイエンティスト編集部(水谷淳訳)『ビットコインとブロックチェーンの歴史・しくみ・未来』(SB クリエイティブ・2017 年)

- 久保田隆(編)『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』(中央経済社・2018年)
- 翁百合ほか(編著)『ブロックチェーンの未来 金融・産業・社会はどう変わるのか』(日本経済新聞出版社・2017年)
- 柳川範之＝山岡浩巳「ブロックチェーン・分散型台帳技術の法と経済学」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ No.17-J-1 (2017年) https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2017/data/wp17j01.pdf [2018年6月1日最終閲覧]
- 全国銀行協会「ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書ーブロックチェーン技術が銀行業務に変革をもたらす可能性を見据えてー」(2017年) <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news290346.pdf> [2018年6月1日最終閲覧]
- 『現代思想 vol.45-3』(青土社・2017年2月号)特集ビットコインとブロックチェーンの思想ー中心なき社会のゆくえ
- 松尾真一郎ほか『ブロックチェーン技術の未解決問題』(日経 BP 社・2018年)
- 増島雅和＝堀天子(編著)『FinTech の法律 2017-2018』(日経 BP 社・2017年)
- 藤田勉『世界のフィンテック法制入門ー変貌する金融サービスとその影響』(中央経済社・2017年)
- 片岡義広＝森下国彦(編)『Fintech 法務ガイド』(商事法務・2017年)
- 有吉尚哉ほか(編)『FinTech ビジネスと法 25 講-黎明期の今とこれから』(商事法務・2016年)
- 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 Fintech チーム(編著)『Fintech のビジネス戦略と法務』(金融財政事情研究会・2017年)
- スザンヌ・キシユティ＝ヤノシュ・バーベリス(編著)(瀧俊雄監訳)『FinTech 大全 今、世界で起きている金融革命』(日経 BP 社・2017年)
- 小塚荘一郎＝森田果『支払決済法ー手形小切手から電子マネーまでー[第3版]』(商事法務・2018年)
- 堀天子『実務解説 資金決済法[第3版]』(商事法務・2017年)
- 辻岡将貴「ビットコインの決済利用と流通の保護ーUCC 第9編の議論を素材としてー」金法 2068号(2017年)34頁
- アーヴィンド・ナラヤナンほか(長尾高弘訳)『仮想通貨の教科書-ビットコインなどの仮想通貨が機能する仕組み』(日経 BP 社・2016年)
- エドワード・カストロノヴァ(伊能早苗＝山本章子訳)『「仮想通貨」の衝撃』(KADOKAWA・2014年)
- 岡田仁志ほか『仮想通貨 技術・法律・制度』(東洋経済新報社・2015年)
- 畠山久志「仮想通貨と法的規制ービットコインは通貨革命の旗手足りうるかー」林康史編『貨幣と通貨の法文化』(国際書院・2016年)
- 佐藤則夫(監)『逐条解説 2016年銀行法、資金決済法等改正』(商事法務・2017年)

〈発 表 資 料〉

無し

※ただし、2018年8月において同志社女子大学学術研究年報第69巻へ本研究の成果の一部を寄稿予定である。